

**適正取引・価格転嫁推進業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

原材料費、エネルギーコスト、労務費が上昇するなか、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、物価に負けない賃上げを行うためには、三重県内中小企業・小規模企業（以下「県内中小企業等」という。）が持続的に賃上げするための原資を確保できるよう、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させていく必要がある。

本事業では、県内中小企業等が有する商品やサービス（以下「商品等」という。）に対して、付加価値や訴求力などを客観的に評価分析し、フィードバックすることで、商品等の商談等の際に、適正価格を提示できるよう支援するとともに、価格転嫁に自ら取り組む機運を醸成する。また、適正取引・価格転嫁についての理解を広め、深めるため、フォーラムを開催し、啓発を図ることを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、適正取引・価格転嫁推進業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容（詳細は別添仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名：適正取引・価格転嫁推進業務委託
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで
- (3) 契約上限額：10,230,237 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴取する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次の通り申し込みを行うこと。

(1) 提出書類 各1部

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類
- イ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、あわせて委任状（第1－2号様式）を提出すること。
- ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は、「代表者事項証明書」のうち、いずれかの写し

(2) 提出期限

令和7年6月5日（木）13時（必着とする。）

(3) 提出方法

「18 担当部局・担当者等」に、持ち込み、郵便や民間事業者による信書便、又は電子メールにより提出すること。

なお、郵便、民間事業者による信書便、又は電子メールにより提出する場合は、提出期限までに、電話にて「18 担当部局・担当者等」が受理したことを確認すること。

6 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年6月3日（火）17時

(2) 質問の提出方法

「18 担当部局・担当者等」に電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後、電話にて「18 担当部局・担当者等」が受理したことを確認すること。

(3) 質問可能な事項

原則として、当該委託業務に係る仕様や条件、応募手続き等に関する事項とし、他の応募者の状況や積算に関する内容等については受け付けない。

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和7年6月4日（水）17時までに三重県ホームページに掲載する。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行う。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して、令和7年6月18日（水）までに通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

上記7（2）の資格審査により企画提案書等の提出を認められた者が提出できることとする。

(2) 提出資料 各9部（正本1部、写し8部）

ア 企画提案書（任意様式）

（ア）規格は日本産業規格のA4版（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺綴じ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。

（イ）別添業務委託仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。ただし、下記の項目については、必ず提案書に記載すること。

【アドバイザーの設置】

- ・アドバイザー候補者の職歴、業務実績等
- ・アドバイザー候補者として、今回提案した理由

【評価分析の依頼を希望する「商品等」の募集】

- ・具体的な募集方法及び選定方法
- ・どのような「商品等」を主な募集対象とするかについての考え方
- ・事業内容説明会の開催概要

【評価分析及びフィードバックの仕組みの構築】

- ・評価分析を実施するための様式等に掲載予定の項目及び工夫する点
- ・評価分析候補者について、簡易な属性情報を付した一覧表
- ・評価分析候補者を確保するための仕組みの構想
- ・多種多様な評価分析者の中から、適当な評価分析者を選定する考え方

【適正取引・価格転嫁の普及啓発】

- ・フォーラムの開催スケジュール、開催方法、開催場所、開催内容等について

イ 委託業務の執行体制

（ア）業務実施スケジュール（工程表）

（イ）業務体制

ウ 見積書（任意様式）

A 4 版 1 枚又は 2 枚（両面綴じ）とし、次のとおり作成すること。

（ア）別添仕様書の内容に沿って作成すること。

（イ）単価・数量を示すなど、できる限り積算根拠を明確にすること。

（ウ）金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を除いた金額（契約希望金額の 110 分の 100）とそれらを含んだ金額の両方を記載すること。（契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。）。

エ 提案事業者の概要書

提案事業者の組織や沿革、事業等が分かるパンフレット等の資料を提出すること。

（3）提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時まで

（4）提出方法

「18 担当部局・担当者等」に、持ち込み、郵便又は民間事業者による信書便により提出すること。なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「18 担当部局・担当者等」が受理したことを確認すること。

9 企画提案コンペの実施手続き等

（1）選定方法の概要

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「適正取引・価格転嫁推進業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会という。）において、提案者の企画提案資料に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を選定する。

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を 5 者選定した上で、当該優秀提案者のみによるプレゼンテーションとする。なお、事前に書類審査を行った場合の結果（優秀提案者として選定されたか否か）については、令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時までに通知する。

（2）プレゼンテーション

選定委員会の審査に際し、以下のとおり開催する。

ア 開催日（予定）令和 7 年 7 月 1 日（火）

イ 開催時間 別途通知する。

ウ 開催場所 三重県庁内会議室にてオンライン（※）により実施予定

（※）原則として事前に接続テストを行う。

エ その他 プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書、見積書に基づき行うこと。（提出していない資料の当日使用は不可）

（3）審査結果の通知

審査結果は、各提案者に通知するとともにホームページにて公表する。

10 最優秀提案者の選定

(1) プレゼンテーション実施による選定方法

選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

なお、最低制限基準点（満点の 60%）未満の提案については、失格とする。又、この基準は一者のみの提案であった場合も同様とする。

(2) 審査基準

以下の項目及び配点により、企画提案内容を総合的に審査する。

ア 的確性 5 点

- ・委託内容と提案内容が合致し、事業の所定の目的が達成されると認められるものか。

イ 企画性 10 点

- ・業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、効果的かつ効率的な提案内容となっているか。

ウ 専門性 10 点

- ・業務を遂行する上で、必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。
- ・人材やネットワークの保有など、業務を実施するための専門性を有しているか。

エ 計画性 5 点

- ・業務の実施体制、業務スケジュールおよび工程管理は適切に計画されているか。

オ 経済性 5 点

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

11 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、業務委託契約を締結する。

(2) 最優秀提案者は、契約前にアからウの資料を提出すること。

アおよびイは、納税確認（三重県税又は地方消費税を滞納している者とは契約できない。）を行うためのものである。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前まで発行したもの、有料）の写し

イ 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの、無料）の写し

ウ 契約保証金の免除に関して、「過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書」（第 3 号様式、該当がある場合）

- (3) 契約条項は、別途締結する契約書のとおりとする。
- (4) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (5) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。
- なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (6) 契約は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課において行う。

12 監督及び監査

契約条項の定めるところによるものとする。

13 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、業務の検査終了後、履行確認の通知が行われた後に請求できるものとする。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要と認める場合は、真に必要な金額について、前金払いをすることができるものとする。

14 変更に関する協議

委託業務の内容、契約金額及び契約期間を変更する必要がある場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを書面により定める。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者協議を行うこと。

(2) 落札資格停止等の措置

県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案コンペの審査・結果に関する異議申立ては受け付けない。

(3) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。

(4) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。

(5) 提出のあった企画提案資料その他の資料は、返還しない。企画提案資料は、「三重県情報公開条例」に基づく情報公開請求の対象となる。

(6) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があるので留意すること。

(7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

18 担当部局、担当者等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

中小企業・サービス産業振興班 担当：勝野、安藤

電話：059-224-2534 FAX：059-224-2078

E-mail：chusho@pref.mie.lg.jp